東海市立保育所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

東海市長　花　田　勝　重

東海市規則第１０号

東海市立保育所管理規則の一部を改正する規則

東海市立保育所管理規則（昭和５０年東海市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

別表加木屋南保育園の項中「１３９人」を「１１９人」に改め、同表名和東保育園の項中「１１８人」を「１００人」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。